

## 人種差別撤廃法要綱の発表にあたって

社団法人自由人権協会（JCLU）は1947年の創立以来、一貫して基本的人権の擁護を唯一の目的として活動してきたNGO（市民団体）です。

現代世界が直面する様々な人権問題の中でも人種差別の撤廃が大変に重要なテーマの一つであることはいうまでもありません。国際連合が制定した人種差別撤廃条約の締約国は、日本を含めて既に170か国に達しています（2005年3月現在）。日本において同条約は1996年に発効しましたが、日本政府は同条約によって求められている人種差別撤廃法制の立法化に消極的です。しかし日本社会の現状を見ると、労働、商業、住居、スポーツなど様々な民間分野だけでなく、戦争犠牲者援護の諸法令のような明文による、あるいは公務員就任のような「当然の法理」なる不文による公的制度としても、外国人差別の形をとった人種差別は厳然として存在しています。日本国内に暮らす外国人の数が増え続ける中で、私たち日本社会が多文化、多民族の共生する社会となるために必要な変革を迫られていることは明らかです。

JCLUの「外国人の権利小委員会」は2001年以来、外国人差別を含む人種差別の撤廃を目指して人種差別撤廃法要綱の作成に取り組んできました。その成果は、同小委員会人種差別撤廃法要綱試案 Ver.1およびVer.2としてそれぞれ2003年3月と2004年11月に発表してきており、これらに対しては会内外の多くの皆様から貴重なご意見、ご批判をいただきました。特に問題となったのは刑事罰の適用及びいわゆる差別的表現の規制の2点で、折しも政府が国会提出を目指した人権擁護法案（2002年人権擁護法案）とも絡んで、真剣な議論がたたかわされました。JCLUは会内外の認識を深めるために、2004年12月に開催した第15回久保田メモリアルシンポジウムを「みんなで作ろう人種差別撤廃法～外国人差別をなくすために～」とのテーマで開催し、積極的に議論を呼び起こしました。

JCLUはその後の会内討議を経て、ここにJCLUとしての人種差別撤廃法要綱を発表するに至りました。この要綱の本文および解説はいずれも、同小委員会（藤本美枝、羽柴駿、旗手明、藤本俊明）の起草した文案をもとに理事会の討議を経て確定したものです。その内容については上記2点等なお議論の余地を残す部分もあることは否定しませんが、国内立法措置の必要性が高まる今日の情勢をふまえ、あえてJCLU案として世に問うことを理事会として承認、決定した次第です。

なお、この要綱では罰則および救済の両手続、とりわけ差別的表現に対する規制手続において人権委員会の果たす役割が極めて重要なものとされています。人権委員会の有するそのような重大な権限と責任は、運用を誤れば表現の自由に対

する不当な制約ともなりかねないものであり、そのような危険を避けるためにも人権委員会には政治的影響力からの独立が保障されることが何よりも必要であるといわねばなりません。2002年人権擁護法案の定める人権委員会は到底この条件を満たすものではないこと、この要綱は真に独立した人権委員会の存在を必須不可欠の条件とするものであることを、特に強調しておきたいと考えます。

この要綱が日本社会における人種差別撤廃法の実現に向けての第一歩となることを願っています。

2006年2月1日

社団法人自由人権協会（JCLU）

代表理事	弘 中 惇 一 郎（弁護士）
同	紙 谷 雅 子（学習院大学教授）
同	田 中 宏（龍谷大学教授）
同	庭 山 正 一 郎（弁護士）

**J C L U**  
**人種差別撤廃法要綱**

**第1 目的**

この法律は、すべての者による人種差別を禁止し、その被害の救済と予防を図るための措置を講じることにより、人種差別を撤廃し、もって、憲法上及び国際法上認められた人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

**第2 定義**

この法律において「人種等」とは、人種、皮膚の色、民族又は国籍（過去に保有していた国籍を含む）をいう。

この法律において「人種集団」とは、特定の人種等を共有する者から構成される集団をいう。

この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する者をいう。

この法律において「人種差別」とは、次に掲げる行為を意味する。

（直接差別）人種等に基づき、ある者が、同様な状況において他の者が扱われるよりも不利に扱われること。

（間接差別）一見中立的な規定又は基準の適用が、特定の人種集団に属する者に対し他の者に比べて不利となること。但し、当該規定又は基準が、正当な目的により客観的に正当化され、かつかかる目的を実現する手段が必要かつ適切である場合を除く。

（ハラスメント）人種等に関する行為であって、威嚇、侮辱、嘲りその他不快な環境を作り出す目的若しくは効果を有するもの、又は特定の者の尊厳を傷つける目的若しくは効果を有するもの。

次に掲げる行為は、人種差別にあたらぬ。

国籍に基づき異なる取扱いをすることが真にやむを得ない場合において、目的のために必要な範囲で、異なる取扱いをすること。

ある職業の性質上、特定の人種等に関する特徴が決定的な職業上の条件に該当する場合であって、かかる条件を設ける目的が正当であり、かつ条件が目的に比例している場合において、かかる特徴に基づいて異なる取扱いをすること。

人種等に関連する不利益を防止又は是正することを目的として、特別の措置をとること。

### 第3 一般的差別禁止

何人も、人種差別を行ってはならない。

### 第4 個別分野

#### 【 労働・公務就任 】

1. 使用者は、以下の各号その他労働契約に関わり人種差別を行ってはならない。  
募集及び採用  
労働時間、賃金、休日休暇、労働安全衛生その他の労働条件  
配置及び昇進  
教育訓練  
福利厚生  
定年、退職及び解雇
2. 職業紹介機関、職業訓練機関及び資格付与機関は、人種差別を行ってはならない。
3. 労働組合、使用者団体及びその他の職業団体は、当該団体への加入、退会又はその団体の構成員としての処遇において人種差別を行ってはならない。
4. 国及び地方公共団体は、採用・昇進その他雇用条件において、人種差別を行ってはならない。但し、次に掲げる者に関する国籍に基づく区別はこの限りでない。  
国務大臣、副大臣、事務次官  
最高裁判所裁判官、高等裁判所長官  
検事総長、検事長  
大使、公使  
前各号に準ずる国家意思の形成に直接関与する国家公務員で、かつ、法律の明文の規定により国民に限り就くべきこととされている職務を行う者

#### 【 医療・社会保障 】

1. 何人も、人種差別されることなく、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有する。
2. 何人も、人種差別されることなく、生命の維持及び回復しがたい健康被害の防止のために緊急に必要とされる医療を受ける権利を有する。この救急医療は、その者の在留又は就労が不正規であるという理由で拒絶されてはならない。
3. 何人も、人種差別されることなく、健康保険・厚生年金保険・国民健康保険・国民年金に加入することができる。
4. 何人も、人種差別されることなく、生活保護を受ける権利を有する。但し、日本国内に在留して1年以内の外国人は、この限りではない。

5. 何人も、人種差別されることなく、児童福祉、母子保健、乳幼児医療、感染症医療、障害者福祉、高齢者福祉、公衆衛生等に関する権利を享受することができる。

#### 【 教育 】

1. 何人も、あらゆる形態のあらゆる段階の教育において、人種差別を受けない。
2. 国及び地方公共団体は、すべての適当な方法により、民族教育、母(国)語教育及び日本語教育を受ける機会を含む特定の人種集団に関する特別なニーズの充足に努めなければならない。
3. あらゆる形態のあらゆる段階の教育は、人種差別を助長する内容を含むものであってはならない。特に学校教育においては、人種差別の撤廃を指向するものでなければならない。

#### 【 住居 】

何人も、自己若しくは家族のための住居又は事業用不動産の売買その他の処分又は賃貸借その他の利用において人種差別を受けない。

#### 【 物品等の提供 】

何人も、小売店、輸送機関、金融機関、宿泊施設、飲食店、劇場、公園その他の公衆の用に供されるあらゆる物品又は役務の提供を受けるについて、人種差別を受けない。

#### 【 団体加入 】

何人も、公衆を構成員の対象とする団体への加入、退会、又はその団体の構成員としての処遇において、人種差別を受けない。

### 第5 公務員による差別又は差別助長の禁止

公務員は、公務に従事する者としての立場において、人種差別を行い又は人種差別を助長してはならない。

助長とは、指示、命令、誘導その他方法を問わず、人に対し特定の行為を実行する決意を生じさせ又は生じさせるおそれのある働きかけをすることをいう。

### 第6 罰則

1. 以下の行為が故意になされた場合は、人権委員会の告発を条件としてこれを罰する。

公務員が第5に違反して行った人種差別又は人種差別の助長  
前号以外の人種差別（ハラスメントを除く）

2. 人権委員会は、前項の告発を行うに先立ち第10に定める救済手続きによって当該行為による被害に対する救済をなすものとし、この救済手続きを行ってもなお被害が回復されないなど当該行為による問題が解決されず、かつ、当該行為の悪質性、重大性などに照らしこれを罰することが人種差別撤廃のために必要であると認められる場合に限り、告発をなすことができるものとする。

## 第7 国・地方公共団体・企業及び私人の責務

1. 国は、憲法上及び国際法上認められた人権の実現のため、人種差別の撤廃のための施策を総合的に推進する責務を有する。

国は、人権に関わる施策を実施するときは、予め人権委員会の意見を求めなければならない。
2. 地方公共団体は、地域社会における人種差別の撤廃を図るため、地方公共団体の運営及び事務の処理にあたりこの法律の趣旨を十分考慮するとともに、条例を制定し、その他地方公共団体において人種差別の撤廃のための施策を推進する責務を有する。
3. 企業その他の団体は、その活動及び構成員・従業員等との関係において、その社会的責任のひとつとして人種差別の撤廃のための施策を推進する責務を有する。
4. すべての私人は、人種間の理解を深めるため常に自らを啓発するとともに、人種差別を撤廃するよう努めるものとする。

## 第8 法律の広報・周知

国及び地方公共団体は、適切かつ積極的な広報措置を講じることにより、この法律を広く周知させ、法律に関する情報へのすべての者のアクセスを容易にしなければならない。

## 第9 法律の解釈の補的手段としての国際人権法

この法律の解釈及び適用にあたっては、日本において効力を有する国際人権規約、人種差別撤廃条約等の人権に関する条約について国際的に認められた一般的な解釈及び適用を考慮する。

## 第10 救済手続の考え方

人種差別の被害者は、この法律に違反する行為に対し、不法行為として差止請求及び損害賠償請求等一般の民事訴訟手続をとることができるほか、人権委員会による救済を求めることができる。

人権委員会による救済は、基本的に2002年人権擁護法案の規定する手続（以下、手続要旨を枠内にて示す）によることとし、特に人種差別に関する特則を次のとおり設ける。

## 1. 救済手続の開始

2002 年人権擁護法案による

何人も、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に申し出て、当該人権侵害による被害の救済又は予防を図るため適当な措置を講ずべきことを求めることができる。

人権委員会は、前項の申出があったときは、当該人権侵害事件について遅滞なく必要な調査をし、適当な措置を講じなければならない。

人権委員会は、職権で必要な調査をし、適当な措置を講ずることができる。

### この法律の特則

被害者のほか、差別の対象となった人種集団に属する人及び公益目的のNGOも、人権委員会に対し申出をなすことができる。

被害者以外の者が申し出た場合において、申出人は、人種差別の停止その他の措置を求めることはできるが、損害賠償の請求をすることはできない。

前項の場合において、人権委員会は、救済手続を開始するためには被害者の意見を聞かなければならず、救済手続開始後も、被害者の意思と利益、事件の重大性等諸般の事情を考慮して、救済手続を打ち切ることができる。

## 2. 一般調査・一般救済手続

2002 年人権擁護法案による

人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、必要な調査をすることができる。

人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

助言、関係機関・団体の紹介、法律扶助に関するあっせんその他の援助  
加害者に対する説示、啓発その他の指導

被害者と加害者との関係の調整

関係機関に対する通告

告発

### 3. 特別調査

2002 年人権擁護法案による

人権委員会は、人権侵害（但し一定の行為について除外）に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

事件の関係者に対する出頭命令及び質問

当該人権侵害に関係ある文書その他の物件の提出命令

当該人権侵害が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所への立ち入り及び文書その他の物件の検査

この法律の特則

人種差別はすべて特別調査の対象とする。但し、ハラスメント（公務員が第5に違反して行ったものを除く）はこの限りでない。

### 4. 特別救済手続

2002 年人権擁護法案による

人権委員会は、人権侵害（但し一定の行為について除外）に係る事件について、次の措置を講ずることができる。

調停又は仲裁

人権侵害の停止その他被害の救済・予防に必要な措置を執るべきことの勧告

勧告に従わないときは、勧告内容の公表

勧告をした場合において、人権侵害の被害者からの申し出に基づき保有資料を被害者に閲覧させ又はその謄抄本を交付すること

勧告をした場合において、当該人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加すること

この法律の特則

人種差別はすべて特別救済手続の対象とする。

### 5. 人種差別の差止請求訴訟

2002 年人権擁護法案による

人権委員会は、不特定多数の者に対する差別助長行為のうち一定のものをした者に対し勧告をしたにもかかわらず、その者がこれに従わない場合において、当該行為を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該行為をやめるべきこと又は当該行為もしくはこれと同様の行為を将来行わないことを請求する訴訟を提起することができる。



#### この法律の特則

人種差別はすべて差止請求訴訟の対象とする。

人権委員会は、訴訟提起をしようとするときは、予め、当該勧告にかかる人種差別の被害者の意見を聞かなければならない。

#### 第 1 1 不利益取扱いの禁止

何人も、この法律が定める権利を行使し又は権利の侵害にかかる申出をなした者（被害者以外の者が申し出たときは、被害者を含む）に対し、当該権利の行使又は当該申出を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。